

空き家データベースシステムの設計・開発事業に係るプロジェクト管理を支援する事業を  
実施する者の公募についての公示

令和7年4月24日  
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、空き家データベースシステムの設計・開発事業に係るプロジェクト管理を支援する事業を実施する者の公募について公示いたします。

1. 事業概要

(1) 公募対象事業及び事業件数

空き家データベースシステムの設計・開発事業に係るプロジェクト管理を支援する事業 1件

(2) 事業目的

令和7年4月9日に公示した「空き家データベースシステムの設計・開発事業を実施する者の公募<sup>1</sup>」((7)において「設計・開発事業者の公募」という。)に係る事業のプロジェクト管理を支援する者を置くことにより、当該事業が適切かつ円滑に実施されることを目的とする。

(3) 公募対象事業の内容

公募する事業者は、空き家データベースシステムの設計・開発事業について、次に掲げるプロジェクトの監理に関する事務を行うとともに、当該事業の実施に必要な利害関係者との連絡・調整等を行うこととする。

- ① プロジェクト管理計画（次の②及び③を的確に実施するために作成する計画）の策定
- ② 進捗の確認（各設計・開発工程ごとに監理報告書を作成すること。）
- ③ 空き家データベースシステム標準仕様書（業務要件・機能要件・非機能要件）【第1.0版】（令和7年4月 国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室）との整合性の確認

(4) 予定価格

48,000千円

(5) 補助率

定額

(6) 事業期間

令和7年6月上旬から令和8年3月31日まで

<sup>1</sup> 空き家データベースシステムの設計・開発事業を実施する者の公募についての公示  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001882924.pdf>

## (7) 国土交通省等との調整

事業の実施にあたっては、当局住宅総合整備課住環境整備室及び設計・開発事業者の公募に採択された者と十分にかつ密に調整すること。

## 2. 応募者の要件

### (1) 応募者は、次の要件を全て満たすこと。

- 国土交通省からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- 「JIS Q 9001」又は「ISO9001」の認証を有していること。
- 本事業において知り得た秘密を第三者に漏らし、かつ、他の事業等に用いることがないよう的確な体制を有していること。また、次のいずれかの条件を満たす個人情報の保護に係る体制を有していること。
  - 1) 「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC27001」の認証を有していること。
  - 2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
  - 3) 1) 又は2) と同等の個人情報の保護に係る体制を有していること。
- ガバメントクラウド上でのシステム構築に係る業務の受注実績を有していること。
- 本事業を適確に実施するに足りる経理的な基礎を有していること。
- 本事業の適確な実施のために、適切な組織及び人員を有していること（詳細は（2）参照）。

### (2) 応募にあたり求める本事業の適確な実施のために適切な組織及び人員

次の事項を全て満たすこと。

- 本業務の進捗及び本業務の実施にあたる人員を統括管理する業務管理責任者（プロジェクトマネージャ）を置くこと。また、業務管理責任者は、本業務に関連する制度、類似の行政情報及びシステムを適確に把握している者であり、かつ、本業務に類似した業務に業務管理責任者として携わった経験を有する者であること。
- 業務管理責任者の下で業務の実行を管理する業務主任者（プロジェクトリーダー）を置くこと。また、業務主任者は、本業務に類似した業務に業務主任者又は業務管理責任者として携わった経験を有する者であること。
- 業務管理責任者又は業務主任者が、次の1)～4)のいずれかに該当すること。
  - 1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門に登録されている者に限る。)
  - 2) 情報処理技術者試験(情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第29条に規定するものをいう。以下同じ。)のうち、ITストラテジスト試験(旧試験区分によるシステムアナリスト試験を含む。)又はシステム監査技術者試験に合格した者
  - 3) 経済産業省が策定するITスキル標準(ITSS)におけるコンサルタント職種においてレベル4以上である者
  - 4) 情報システムの監査等に関する高度な知識等を認定する国際資格を有する者その他これらと

同等以上の能力を有する者

- 業務管理責任者又は業務主任者が、次の1)又は2)に該当すること。
  - 1) 情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャ試験に合格した者
  - 2) プロジェクトマネジメントに関する経験、知識等を認定する国際資格を有する者その他これらと同等以上の能力を有する者
- ガバメントクラウド上でのシステム構築のための業務に携わった者又は同等の経験若しくは同等以上の能力を有する者を業務の実施体制に含めること。
- 行政情報システムの構想、企画等を実施した経験を有する者を業務の実施体制に含めること。

### 3. 提案書の作成及び記載上の留意事項

#### (1) 提案書の作成に係る基本事項

- 提案書は、本事業における具体的な取組方法の提案を求めるものである。本書において要求する事項と関連しない内容を含む提案書は、無効とする場合があるので注意すること。
- 提案書の様式は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とすること。提案の内容は、具体的かつ明確に記載すること。
- 書類の作成に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### (2) 提案書の無効

提出書類について、本書に示された要件に適合しない場合は無効とすることがある。

#### (3) 結果の通知

審査結果は、書面（審査結果通知書）により通知する。なお、採択にあたっては、条件を付すことがある。

#### (4) 採択者の選定に係るヒアリング

採択者の選定にあたっては、提案書の内容についてヒアリングを実施することがある。

### 4. 提案の手続等

#### (1) 提出期限

令和7年5月23日（金） 12時00分

#### (2) 提出方法

下記の要領で3（1）の提出書を9に記載する担当宛てに電子メールにより提出すること。

- 提案書は、提案者名が読み取れるものを1部と、提案者名がマスキングされたものを1部送信すること。
- 送付後、同担当部局に電話連絡を行い、提出物の受信を確認すること。
- 申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請) 空き家データベースシス

テムの設計・開発事業のプロジェクト管理を支援する事業」とすること。

- 使用可能なフォーマットは以下のとおりとする。これ以外での提出は無効とする。  
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「Just System 一太郎」  
「PDF」。

## 5. 採択者の選定方法

本公示の要件に基づき、提出された提案書の審査をして採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

## 6. 不採択に関する事項

- (1) 提出した提案書が採択されなかった者に対しては、不採択とした旨とその理由（不採択理由）を書面（審査結果通知書）により通知する。
- (2) 不採択となった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4判）の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、住宅局長に対して不採択理由の説明を求めることができる。
- (3) 不採択理由の説明の請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。
  - ① 受付場所：9に記載のとおり。
  - ② 受付時間：10時00分から18時00分まで。

## 7. 本書の内容に係る質問の受付及び回答

質問は、9に記載する担当宛て電子メールにより行うものとする（当該電子メールを送信後、9に記載の担当にその受信を確認すること）。当該電子メールには質問者の氏名、所属部署、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

受付期間：令和7年4月24日（木）から同年5月22日（木）まで

## 8. その他

- ① 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、9に掲げるとおり。
- ③ 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- ④ 提出された提案書は、提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ⑤ 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- ⑥ 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- ⑦ 採用されなかった提案書は、原則として返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提

案書を提出する際に申し出ること。

9. 担当部局

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 空き家データベースシステム担当  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8111（内線 39354・39357・39358）

電子メール [hgt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp](mailto:hgt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp)